参考様式第５－１号

令和8年11月10日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

太田市長　穂積　昌信

市町村名 （市町村コード）	太田市 （205）
地域名 （地域内農業集落名）	綿打地区【新田権右衛門町・新田上中町・新田溜池町・新田大町・新田嘉祢町・新田萩町】 （権右衛門、萩、上中上、上中下、溜池、大、嘉祢）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月10日 （第3回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は太田市西部に位置し、南北に広く農用地が広がっている。作目は水稲や露地野菜などの営農が行われている。また酪農、肉牛等の畜産も盛んであり、牧草地や農業用施設用地として利用されている農地も多い。地区内農地で土地改良を必要とするところがあり、昨今の農業用機械の大型化に対応出来ていない小規模な圃場も少なくない。また他の地域同様に高齢化が進行しているため、耕作されなくなる農地の集積・集約が求められる。

（2）　地域における農業の将来の在り方

当地区においては、今後担い手の減少とそれに伴う農地の集約化を考慮し、農地の大規模化等の基盤整備を検討する。また基盤整備を実施した農地が有効に活用されるように、地域内外から多様な担い手の受入体制を整備する。特に地区外から当地区で耕作する担い手については、農地の集積・集約について地域内で十分に協議を行う。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	244 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	244 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地における効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。

（令和8年11月10日開催）
・新田権右衛門町25、28、31、32、33、34、40-1
・新田上中町2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11、2-12、14、15、16、20、21-1、21-2
・新田大町486-6、486-7、486-10
地域計画の達成に支障が無いが事業の継続について、協議の場などで必要に応じて確認していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】